

香川県条例第61号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき 1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分</u>から<u>31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき 1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間</u>から<u>32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分から40時間間までの範囲内で任命権者が定める時間（育児短時間勤務職員等にあっては同条第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあっては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第4項の規定により定める時間）とすることができる。

2・3 略

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時間（育児短時間勤務職員等にあっては同条第2項の規定により定める時間、再任用短時間勤務職員にあっては同条第3項の規定により定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第4項の規定により定める時間）とすることができる。

2・3 略

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(超過勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>7時間45分</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(超過勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>8時間</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別の勤務の形態)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(特別の勤務の形態)</p> <p>第11条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲</p>

(1) 略

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

ウ 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。

(2) 略

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 略

略

第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えていたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>7時間45分</u> に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間で
---------	------	---

げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員（ウに掲げる勤務の形態は、船舶に乗り組む職員に限る。）次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

ウ 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。

(2) 略

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	第13条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えていたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>8時間</u> に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間で
---	---------	------	--

間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする

略

ある場合は、100分の125) を乗じて得た額とする

略

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第4条 職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学部分休業の承認等)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、<u>当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1</u>を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、<u>5分</u>を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(修学部分休業の承認等)</p> <p>第2条 修学部分休業の承認は、<u>1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分</u>を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

3 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員及び施行日において同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の施行日以後における勤務の日及び時間帯は、同法第10条第1項各号に適合するように任命権者が定めるものとする。

4 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の職員の修学部分休業に関する条例第2条第1項に規定する修学部分休業をしている職員に係る当該修学部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該修学部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聞き定めた内容の第4条の規定による改正後の職員の修学部分休業に関する条例第2条第1項に規定する修学部分休業をすることの承認があったものとみなす。